



上海事務所: 上海市黄浦区九江路399号華盛大厦1007室 (TEL: 86-21-6352-2208)

蘇州事務所: 蘇州市工業園区中新路8號貴都大厦3FC2 (TEL: 86-512-6288-6988)

深圳事務所: 深圳市福田区竹子林紫竹七道8号求是大厦西座30層3018室 (TEL: 86-755-8831-6995)

【INDEX】

中国法改正ニュース

1. 新《外貨管理条例》の公布
2. 一部商品の輸出増値税還付率を引き上げ
3. 北京・上海で個人向け外貨両替サービスを解禁
4. 2008年8月より施行の法律法規

中国最新情報: 上海・蘇州・深圳

中国法改正ニュース

1. 新《外貨管理条例》の公布

國務院の温家宝総理はこのほど第532号國務院令に署名し、改訂後の《中華人民共和国外貨管理条例》を公布した。

条例は全8章54条で、外貨管理の強化・国際収支のバランスの促進・国民経済の健全な発展の促進が狙いである。

条例は以下の主原則を踏まえて改訂された。

- (1) 改革開放の方向性を維持し、ここ数年の經常項目・資本項目・外為市場・人民元レート形成メカニズムなどの各方面の改革の成果を取り入れつつ、今後のさらなる改革を見据えて政策的余地を残しておく。
- (2) マクロ調整に重点を置き、国際収支バランスの促進を目標とし、外貨資金の流入・流出のバランス調整及び管理の規範化を実施する。
- (3) 公平な競争環境を作り、内資企業と外資企業間、国有企業と民間企業間、機関と個人の間の待遇の格差を解消し、取引の内容に応じて監督管理を実施する。
- (4) 行政管理体制の改革及び法に基づく行政の要求を踏まえ、外貨管理の内容・方法などに関する規定の改善を進め、貿易投資の利便化を促進し、行政権力に対する監督と制限を強化する。

新条例は旧条例を全面的に改定した。改訂後の条例のポイントは以下の通りである。

- (1) 貿易活動のさらなる利便化
- (2) 人民元レート形成メカニズム及び外貨業務管理制度の改善
- (3) 国際収支の緊急保障制度の構築
- (4) 越境資金流動の監督・監視の強化
- (5) 外貨監督管理の方法・措置の調整
- (6) 関連法律責任の明確化

2. 一部商品の輸出増値税還付率を引き上げ

財政部・税務総局は、繊維製品・アパレル製品など一部の商品の輸出増値税(付加価値税)還付率を調整に関する通知を公布した。

通知の内容は以下の通りである。

- (1) 一部の繊維製品・アパレル製品の輸出増値税還付率を11%から13%に、一部の竹製品の還付率を11%に引き上げる。還付率が引き上げられる主な繊維・アパレル製品は、生糸・ウールヤーンとその製品・綿ヤーンとその製品・その他の植物繊維製品など。
- (2) マツの実・一部の農薬製品・松脂・一部の塗料製品・一部の電池製品などの輸出増値税還付を取り消す。
- (3) 実施時期
 - ① 以上の商品の輸出増値税還付率の調整は、2008年8月1日より実施する。具体的な実施

時期は、《輸出貨物通関リスト(輸出還付税専用)》に税関が明記した輸出日を基準とする。

- ② 輸出還付税が取り消される商品に関しては、2008年8月1日以前に締結した輸出契約で、かつ価格が変更できない場合、輸出企業は2008年8月15日までに現地の税務機関に契約書を提出して手続きを行う。この手続きを経て、2009年1月1日以前に通関を行った場合、調整前の還付率を適用する。期限を過ぎても手続きができない場合、又は2008年12月31日以降に通関を行った場合、調整後の還付率が適用される。

4. 北京・上海で個人向け外貨両替サービス解禁

国家外貨管理局はこのほど、北京市と上海市で個人向けの外貨両替サービスを試験的に展開することを決定した。

試験地区では、条件を満たし許可された非金融機関が個人向け外貨両替サービスに従事することができ、規定された年間総額内でサービスを行う。一日一人当たりの外貨両替の制限は、国内中国人が1000米ドル、外国人は500米ドルである。為替レートは中国人民銀行の定めた基準に則る。

4. 2008年8月より施行の法律法規

2008年8月より施行される法律法規は以下の通りである。

《独占禁止法》: 本法で規定された独占行為は以下の行為を含む。(1) 経営者が独占協議を達成する(2) 経営者が市場の支配地位を濫用する(3) 競争効果を排除、制限する可能性がある経営者の集中。

《豚屠殺管理条例》: 国家は指定された場所で屠殺を行い、集中的な検疫制度を実施する。指定された場所以外では、いかなる単位も個人も屠殺に従事してはならない。ただし、農村地区での個人での食用に用いる場合は除く。

《大口農産品輸入報告及び情報公開管理弁法(試行)》: 今回輸入報告の実施される農産品は、大豆・菜種・大豆粕・大豆油・菜種油・パーム油の6種で、今後の貿易状況により品目は増加する。

《豚屠殺場病害豚無害化処理管理弁法》: 国家は指定された屠殺場の病害豚及びその製品に対し、無害化処理制度を実施し、病害豚による損失及び無害化処理費用に対し補助金を支給する。

《国家危険廃棄物リスト》: 以下の固体及び液体廃棄物は本リストに組入れられる。(1) 腐食性・毒性・可燃性・反応性・感染性などの危険特性のあるもの(2) 危険特性を排除することができず、環境・人体の健康に有害な影響があるもの。

《国内水路運輸経営資質管理規定》: 本規定は中国の沿岸・河川・湖及びその他の航路水域内で営業性の運輸に従事する企業及び個人の経営資質管理に適用する。

《計量対比管理弁法》: 計量基準を確保し、計量標準値を統一し、正確で信頼できるものにし、計量対比監督管理を強化するため、計量法律法規の関連規定に基づき、本法を制定する。

中国最新情報

【上海】上海に本部設置の外資企業を優遇

上海市政府は、同市に地域本部を設立した外資企業に優遇策を与える新規定《上海市鼓勵跨公司設立地区總部的規定》を発表した。基準を満たした企業は、今後オフィス料や社員のビザ手続きなどの援助が受けられる。

【蘇州】未払給与に対する保証金制度を公布

蘇州市政府はこのほど、《蘇州市支給与支払保証金制度試行弁法に関する通達》を公布した。今年10月1日より、建築業以外でも2年以内に給与未払などの行為があった場合、組合組織と雇用単位が協議し、保証金を支払うべきだと認められた場合、保証金を支払わなければならない。

【深圳】各社会保険の納付基数を調整

深圳市統計局によると、深圳市の2007年度の平均月収は3233元であったため、今年7月1日より、社会保険納付基数の上限を、前年度の平均月収の300%に当たる9699元/月、下限を60%に当たる1940元/月と調整した。

本ニュースレターの著作権は弊社に帰属します。本文内容の無断での複製・転載を禁じます。

Copyright © Y's consulting limited